

コテージむら宅地付き農地取得までの手続きについて

公益社団法人岩手県農業公社

本物件の取得は、以下の手続きによります。十分にご理解のうえお申し込みください。
ご不明な点は、担当までお問合せください。

申込書受領（申し込み前に必ず現地を見ていただきます。）

↓

申込書審査（営農の確実性等について書面（必要に応じ面接により）審査します。）

↓

※ 受理できない場合とは、転用目的が明らかな場合及び営農の意欲がまったく見受けられない場合などです。

受理

↓

契約締結（同時に手付金 10%をいただきます。契約書には、収入印紙及び押印が必要です。）

↓

農地の売買について雫石町農業委員会へ相談

↓

雫石町農業委員会へ農地法第3条の許可申請（毎月10日㍻）

↓

※ 申請手続必要書類事例（新規就農者の場合）：③から⑤は申請日3ヶ月以内のもの

↓

①許可申請書3通、②営農計画書1通、③土地の全部事項証明書1通、

↓

④土地の公図1通、⑤住民票謄本1通、⑥土地売買契約書（写し）1通、

↓

⑦新規就農者移住スケジュール

↓

雫石町農業委員会の総会で審議（毎月20日前後）

↓

農地法第3条の許可（農業公社と購入予定者に対して許可証が交付）

↓

売買代金のお支払（3条許可証交付後三ヶ月以内に販売代金全額をお支払いいただきます。）

↓

所有権移転登記

↓

※ 宅地も農地も初回は農業公社で行います。

↓

現住所が雫石町以外の方で、雫石町以外のまま登記を行う場合には、移住後に契約者自ら住所変

↓

更手続きを行う必要が生じます。なお、農業公社で手続きを行って以降、登記内容を変更する必要

↓

が生じた場合は、土地購入者自らに変更手続きをお願いします。

↓

雫石町への定住（建築確認申請等の定住にかかる手続きの確認をします。）

↓

営農資金支援（最大販売価格の10%）

※令和5年3月31日までに契約の方に限ります。

↓

完了

【担当：総務部 中澤 電話 019 - 601 - 5351（直通）、019-651-2181（代表）】